

# 令和5年第3回 安全対策連絡協議会

## ●開催日時

令和5年11月10日(金)午後3時から1時間

## ●安全対策講話

渡邊信也 在シドニー日本国総領事館警備対策官

「豪州における治安状況ほか」

## ●意見交換

賃貸契約(主にシェアハウス)を巡るトラブルについて

## ●安全対策講話

### 【NSW州の治安状況】

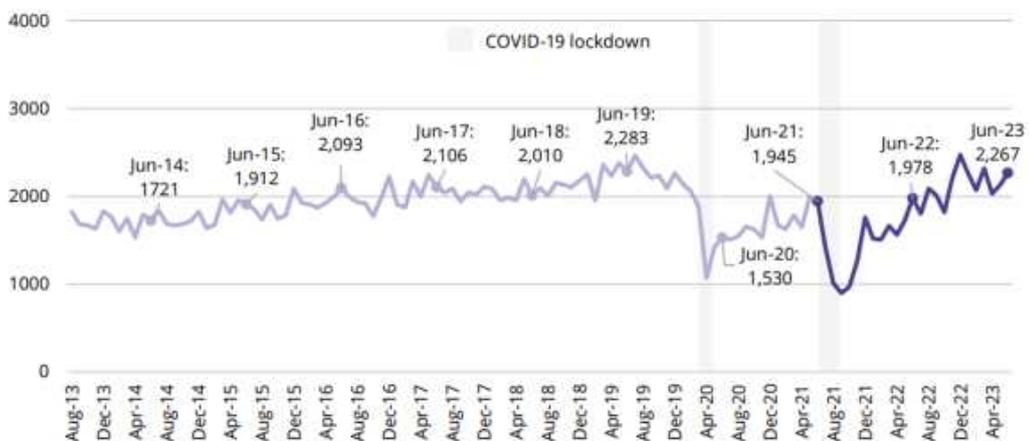
本日は、先日ニューサウスウェールズ(NSW)州政府から発表された犯罪統計を元に、特に最近NSW州において懸念される治安情勢について紹介する。

BOSCAR: <https://www.bocsar.nsw.gov.au/>



資料はNSW州犯罪統計局が本年9月に公表した資料となる。商店を対象とした窃盗が増加傾向にあり、特に少年による犯罪率の増加が懸念されるといった内容である。

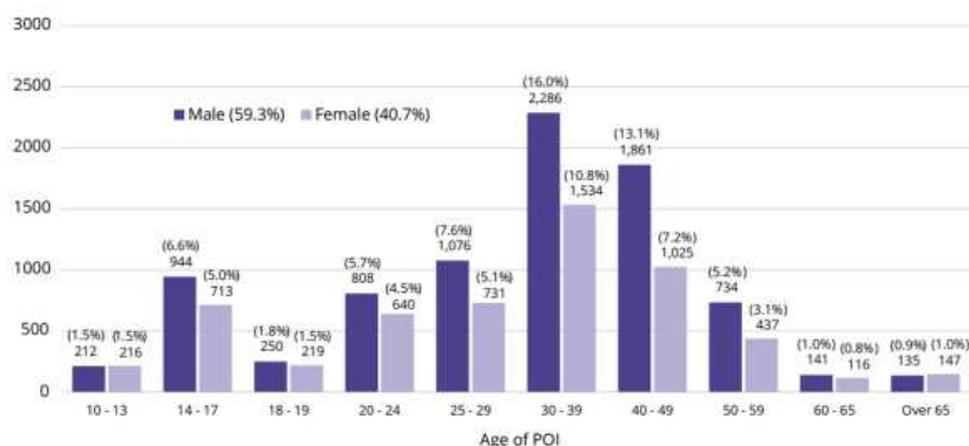
Figure 1. Recorded incidents of retail theft in NSW, July 2013 to June 2023



上記のグラフは2013年から2023年までの10年間における商店を対象とした窃盗事件の発生件数となる。グレーの部分でコロナ禍におけるロックダウンが実施された時期。コロナ禍では急激に発生が減少したものの、コロナ禍以降は徐々に増加傾向となり、コロナ禍以前の水準に戻つつあることが確認できる。

上記グラフには反映されていないものの、最近では特に増加傾向が顕著である。

Figure 3. Age and gender of persons of interest proceeded against for retail theft - July 2022 to June 2023



上記グラフは同犯罪に関与した者を年代別に示したデータ。数値的には30歳代、次いで40歳代、25歳から29歳、14歳から17歳の順番となっている。ところが、同公表資料では若い世代、特に14歳から17歳のより多くの若者が同種犯罪に手を染めていることに警鐘を鳴らしている。その根拠は次のデータから読み取ることができる。

Table 5. Age of persons of interest proceeded against for retail theft - July 2022 to June 2023

Age	Total				
	Count	%	Rate per 100,000 pop.	Ratio	
Under 18	10 - 13	428	3.0%	104.9	0.6
	14 - 17	1,657	11.6%	435.5	2.2
Adult	18 - 19	469	3.3%	259.4	1.3
	20 - 24	1,448	10.2%	285.9	1.4
	25 - 29	1,807	12.7%	318.2	1.6
	30 - 39	3,820	26.8%	323.5	1.6
	40 - 49	2,886	20.3%	278.1	1.4
	50 - 59	1,171	8.2%	118.8	0.6
	60 - 65	257	1.8%	46.5	0.2
Over 65	282	2.0%	21.6	0.1	
<b>Total</b>	<b>14,248</b>	<b>100.0%</b>	<b>200.4</b>	<b>1.0</b>	

上記資料はそれぞれの年代における同種犯罪を行う割合を求めたものとなるが、同資料では14歳から17歳において、同世代全体に占める割合が最も高く2.2ポイントとなっている。

若者世代における犯罪率の増加はクイーンズランド(QLD)州において一層顕著であり、社会問題にまで発展しているところ、NSW州においても注意を要する状況であるということを確認する必要がある。

本件は店舗を対象とした窃盗の状況を示したものの、主要罪種全体でコロナ禍以降は増加傾向にある。今後は他の罪種、特に自動車盗、住宅侵入盗等で同様の傾向が生じてもおかしくない。今後の動向を注視しつつ安全対策を徹底することが必要である。

次に、NSW州における銃を巡る犯罪等についてご説明する。

日本人の中には「豪州は、日本同様に銃の所持が禁止されているから銃のリスクは低い」と認識する方が多いと感じる。他方で、テレビや新聞等の報道で拳銃発砲等のニュースを見聞きすることも多いと承知する。

では実際に銃器の流通状況や銃器を巡る犯罪の発生状況はどのようになっているかを以下に示す。

#### Number of firearm licence holders in NSW

250,417

Notes:

- This total includes Individual, Business, Club, Dealer Business, Club Armourer and Theatrical Armourer firearms licences
- Data valid at 10 Sep 2023



#### Number of registered firearms in NSW

1,103,700

Data valid at 10 Sep 2023



上記の数値は、左がNSW州における銃器所持のライセンス保有者の数、右が登録されている銃器の数となる。資料のとおりNSW州では百万を超える銃器が登録されていることとなる。

他方で、以下は日本の状況である。

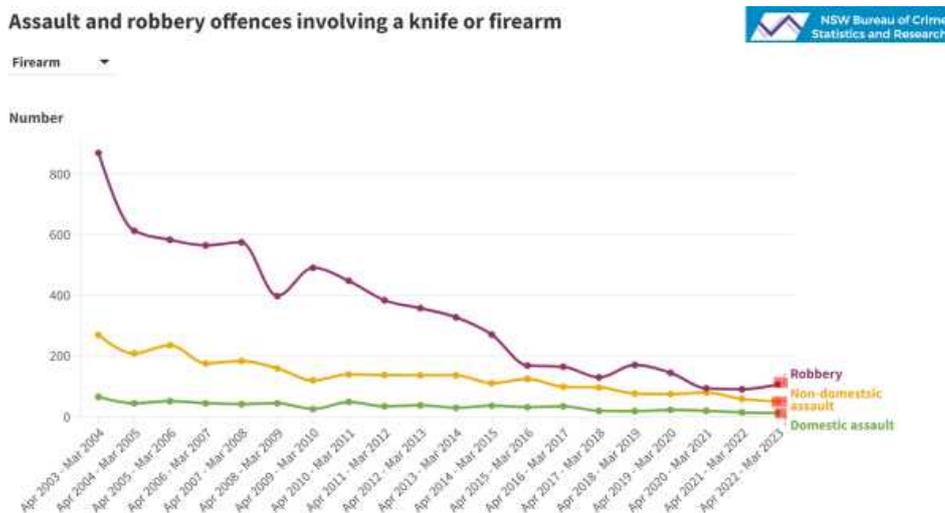
令和4年警察白書 統計資料

統計2-28 許可を受けた銃砲刀剣類の数の推移(平成29~令和3年)

区分		年次					
		平成29	30	令和元	2	3	
総数(件)		208,961	204,027	198,854	194,098	189,970	
銃砲	計	206,285	201,527	196,518	191,879	187,870	
	猟銃	小計	167,868	164,265	160,400	156,698	153,962
		ライフル銃	29,503	28,995	28,273	27,485	26,751
		ライフル銃以外の猟銃	138,365	135,270	132,127	129,213	127,211
	空気銃	24,293	24,289	24,275	24,009	23,757	
	建設用銃	9,595	8,531	7,531	6,968	6,070	
	その他の銃	4,529	4,442	4,312	4,204	4,081	
刀剣類	計	2,676	2,500	2,336	2,219	2,100	
	狩猟、有害鳥獣駆除用	607	588	541	506	483	
	漁業、と殺用	1	1	1	1	0	
	風俗慣習用	1,643	1,503	1,388	1,280	1,213	
	芸能公演用、展示用	425	428	406	432	404	

令和3年において、約19万丁の銃砲が登録されている。NSW州における銃器の登録数は日本全体の約6倍に及ぶことが分かる。NSW州の人口は約820万人であることを踏まえると、とてつもなく多くの銃器が登録されていることとなる。

次に、銃器を利用した犯罪の発生状況で比較すると



上記のグラフは2013年から2023にかけてのNSW州における銃を利用した強盗と襲撃事件の発生件数の推移である。

銃を利用した強盗の数は2013年では800件を超えていたものの、2023年では200件を大きく下回っていることが確認できる。

ちなみに、豪州全体においても同様の傾向が確認でき、10年前と比較して銃の脅威は大きく低下していることがうかがえる。

なお、2023年における件数は以下のとおりである。



他方で、日本の状況は以下のとおり。令和4年中、日本全体で9件の発砲事件が発生しており、NSW州の17分の1となっている。



銃器発砲事件の発生状況					
区分 \ 年次	H30	R元	R2	R3	R4
発砲事件数(件)	8	13	17	10	9
暴力団等 <sup>※3</sup>	4	10	14	8	6
その他・不明	4	3	3	2	3
死傷者数(人)	3	12	9	5	6
死者数	2	4	4	1	4
負傷者数	1	8	5	4	2



豪州、日本ともに銃器の所持は原則禁止されているとは言え、実態としての銃の脅威には大きな違いがあることが分かる。豪州における銃による被害のリスクは過去10年で大きく減少しているものの、日本の状況と比較すると未だ高いものと言わざるを得ない。

本日は、「銃による被害のリスク」を中心に話をしたが、一般的に治安が良いと言われている当地では意外に感じた方もいることと思う。他方で、この意外性については銃のリスクに限らず強盗、窃盗、性犯罪等でも同様のことが言える。

そのため安全と感じる場所であっても日本と同じ感覚で過ごせる場所は無いと認識を持つことが肝要である。

## ●意見交換

### 賃貸契約(主にシェアハウス)を巡るトラブルについて

会議に先立ち、協議会メンバーよりシェアハウスを巡るトラブル等について、実際に見聞きした内容についてアンケート調査を実施、アンケート結果を踏まえて最近の傾向と懸念となっているトラブル形態について協議。その後、総領事館からシェアハウスに関する注意点を紹介するとともに、参加者から様々な提案やアドバイスが寄せられた。

#### アンケート調査の結果(抜粋)

##### 【性的被害・嫌がらせの事例】

- ・ アジア人女性のみをシェアメイトとして募集していた男性から、入居後に性的関係やマッサージを要求され、断ったら追い出された。
- ・ 部屋の下見に行ったところ、家主の男性に襲われそうになった。抵抗し、隙を見て外へ逃げ出した後も車で追いかけてきた。
- ・ 日本人の中にはレイプされてしまった人もいると聞く。英語に自信が無いため被害を訴えずに帰国してしまう人も。

##### 【詐欺被害の事例】

- ・ 実際とは異なる綺麗な写真(他の物件の写真を盗用?)を掲載し、安い費用での賃貸をアピール。様々な理由(例:オーナーが海外出張で不在等)により実際の物件を確認する、また正式に契約する前に保証金や家賃の一部の支払いを求めてくる。求めに応じて送金しても、何かと理由をつけて鍵を送らずに更なる送金を要求。結局、最終的に連絡が取れなくなってしまう。  
※複数の報告あり
- ・ 実在しない物件を紹介され、手付金を支払ってしまった。

##### 【その他トラブル】

- ・ 施設を一部損壊、また鍵を紛失してしまった際、高額な賠償を求められた。
- ・ 入居時に支払った保証金の返還を受けられなかった。
- ・ オーナーから2歳の子供に対して言葉の虐待を受けた。
- ・ 実際に入居すると、事前に知らされていた条件、環境と全く違っていった。
- ・ 突然退去を求められた。

- ・ 家主が無断で個室に入ってくるがあった。

## 総領事館からの注意点

候補を選ぶ際には、

- 可能な限りその物件、家主、物件がある地域の環境 等を入念に調べ、これらの情報を踏まえて選ぶこと。
- 物件を決める前には**実際に物件や物件周辺の環境等を確認**し、またシェアメイトと直接会うなど**自身の目でしっかりと判断**すること。
- 契約に際しては、家主と**契約書**を交わし、またその契約の内容をしっかりと把握すること。  
(契約によっては、ちょっとしたパーティーでも禁じている場合があり、契約違反があると退去させられたり違約金の請求をされる可能性も。)
- 入居時既にあった傷や故障といった不具合の責任を押しつけられるといった事態を避けるため、**入居時に施設や設備の状態をしっかりと記録(写真撮影等)**しておき、契約時にすでにある**瑕疵等を家主と確認**しておくこと。
- 不動産関係者の一部では「**日本人は泣き寝入りする**」と認識があり、これが理不尽な要求や対応の一因となっているとの指摘もあるので、時には毅然とした態度を示すことも必要。
- 家主やシェアメイトから体を触られるようなわいせつ行為をされた場合には**その場で明確に相手にやめるよう伝え**、場合によっては**警察に通報**すること。

---

※当館HP「シドニー生活の安全の手引き」より抜粋。ご興味のある方は以下のリンクより詳細をご確認下さい。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life\\_and\\_safety/sydneysafetyguide2023.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/sydneysafetyguide2023.pdf)